

平成29年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成29年3月22日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案 3 件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第 3 1 号議案「藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「平成 3 0 年度以降も、保険料の軽減措置を行うのかどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成 3 0 年度以降については、すでに、介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されており、この政令が再び改正されない限り、平成 3 0 年度以降も、租税特別措置法等の特別控除は続いていくものとする。」という答弁がありました。

このほか、特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 3 2 号議案「藤枝市 地域包括 支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「地域包括支援センターの職員増員の基準となる、担当圏域における第 1 号被保険者の数が、おおむね 6,000 人以上のセンターは、市内に何箇所あるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「第 1 号被保険者の数が、一番少ないところは、約 3,800 人、一番多いところは、約 7,300 人で、圏域により差がある。おおむね 6,000 人以上に該当する担当圏域は、現在 3 箇所である。」という答弁がありました。

次に、「圏域の第 1 号被保険者の数、おおむね 6,000 人に満たない地域包括支援センターにおいても、職員を増員するのかどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地域包括支援センターを成立させるには、主任ケアマネ、社会福祉士、及び、保健師、または経験のある看護師の少なくとも 3 職種が必要で、最低 3 人でチームを組む。

今回の改正は、最低限の人数を設定するもので、それ以上、配置することは可能である。現在、7 箇所の地域包括支援センターでは、既定の職員数 2 4 人に対し、2 6 人在籍している。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第 4 5 号議案「駿遠学園管理組合規約の変更について」、申し上げます。

一委員より、「駿遠学園管理組合が、管理運営を終了することとなったグループホームについて、その経緯と影響等について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「駿遠学園は、1 8 歳未満の知的障害児が入所する施設のため、1 8 歳以

上の卒園生の居住場所等が、長年の課題となっていた。

これについて、構成市町で協議し、島田市内の養護老人ホームを活用し、駿遠学園のグループホーム（陽だまり）として、平成23年4月から6年間に限り運営することとなった。この間、本市では、宮原地区に天竜厚生会により、知的障害者施設「アクシア藤枝」が建設され、本市から「陽だまり」を利用していた5名が入所した。

それ以降、本市は「陽だまり」を利用していないため、影響はない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。